

令和 5 年度
第 1 回青森県子どもの貧困対策等推進委員会

青森県子どもの生活実態調査について

令和 5 年 1 1 月
青森県健康福祉部こどもみらい課

1 調査の目的

子どもの貧困は、単なる経済的困窮にとどまらず、様々な要因が複合的につながることで世代間の貧困の連鎖を招いていると言われていていることから、その実態を多面的に把握するため実施

2 調査実施スケジュール

調査実施：令和5年12月中旬～令和6年1月中旬
調査結果分析：令和6年1月中旬～2月下旬
報告書作成：令和6年3月

3 調査対象

①小学校5年生の子どもとその保護者	約1,000世帯(約2,000名)
②中学校2年生の子どもとその保護者	約1,000世帯(約2,000名)
③16歳～17歳(高等学校2年生相当年齢)の子どもとその保護者	約1,000世帯(約2,000名)
	合計 約3,000世帯(約6,000名)

※前回調査(平成30年度)では、①・②を対象に調査を実施。今回調査③を追加。

4 調査実施方法

郵送によるアンケート調査

※保護者と子どもはそれぞれが独自に調査票に回答する方式とする。その際、オンライン方式の場合、特に小学校5年生が子どもだけで(保護者の関与なしで)回答できる環境が整っていない場合も一定数あると想定されるため、郵送形式としたもの。

郵送形式の場合、まず、子どもが調査票に回答し、封筒に入れて封をした後に保護者に渡す。

保護者は自分が回答した調査票と、子どもから渡された封筒を返信用の封筒に入れて、回答を返送するもの。

5 本調査における生活状態の取扱い(平成30年度調査と同じ)

- 子どもの貧困は、経済的側面だけでは捉えられない様々な影響があるとされるものであることから、世帯所得だけでなく、家計の逼迫と子どもの体験や所有物の欠如に用いられている物質的はく奪指標も用いて算出する。
- 「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素のうち、2つ以上該当すれば生活困窮層、1つ該当すれば周辺層(生活困窮層と周辺層を併せて生活困難層)、いずれにも該当しなければ非生活困難層と設定する。

6 調査項目の選定について

調査項目の選定にあたっては、次のとおりの考え方でを行い、保護者向け項目を32項目程度、子ども向け項目を、小学5年及び中学2年は28項目程度、16歳～17歳は33項目程度を想定。

- ① 「生活困窮層の子どもの割合」を出す上で必要となる「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の状況把握に係る項目を選定
- ② 本県の子どもの貧困の実態を把握する上で必要な「教育の機会均等」に関する項目、「健やかな成育環境」に関する項目及び「支援制度の利用意向」に関する項目を選定

7 今回の調査において分析する事項

保護者	①保護者の属性、②家計状態(生活状態)、③就労状況、④子どもとのかかわりと地域とのつながり、⑤子どもの教育、⑥保護者の学歴と健康状態、⑦相談先や支援制度の利用状況 など
子ども	①子どもの属性、②普段の生活、③子どもの所有物、④食事と健康状況、⑤勉強の理解度と学校外での学習環境の状況、⑥進学希望、⑦子どもの保有物、⑧自己肯定感、⑨居場所の利用希望 など

8 調査結果の活用

- ①第2次青森県子どもの貧困対策推進計画の指標の進捗を確認し、次期計画の策定につなげる。
- ②支援ニーズを把握し、制度施策の検討を行っていく。